

定 時 定 額 自 動 振 込 サ ー ビ ス 規 定

第1条（振込の取扱い）

1. 定時定額自動振込の取扱いにあたっては、あらかじめ指定を受けた申込書記載内容にもとづき振込日の営業開始時にご指定の預金口座から引き落としのうえ、受取人口座へ振込いたします。
2. 振込日の営業開始時にご指定の預金口座の残高が引き落とし金額に満たない場合は、同日の14時時点の残高が引き落とし金額に満ちた事を確認の上、再度引き落としを行ない、ご指定の受取人口座へ振込いたします。
3. 前記の指定口座からの引き落としについては当座勘定規定または、普通預金規定にかかわらず、小切手の振り出しまたは普通預金通帳・普通預金払戻請求書の提出は受けず、当組合所定の方法により処理いたします。なお、預金の引き落とし通知および振込金額収書、手数料領収書の発行はいたしません。

第2条（振込日）

振込日が休日の場合は、申込書のご選択に従い処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第3条（振込金額）

振込金額は毎月一定金額といたします。特定月（ボーナス月等）の増額振込の取扱いはいたしません。

第4条（手数料）

1. 取扱手数料および振込手数料(以下「諸手数料」といいます。)は、取扱いの都度振込金額とは別に、手数料ごとにご指定の預金口座から引き落とし処理いたします。この場合、前記第1条第3項と同様に処理させていただきます。
2. 取扱手数料および振込手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。この場合変更後の取扱手数料および振込手数料は新料金を頂戴いたします。

第5条（振込不能時の取扱い）

1. 指定預金口座の残高が振込日の再引落とし時刻の14時において、振込額と手数料の合計金額に満たない場合は特に通知せずに、その月の振込は取り止めいたします。
2. 振込を行なった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合は、その月の振込は取り止めたものとして指定預金口座へ振込額を返戻いたします。この場合、手数料については返戻いたしません。

第6条（振込の取り止め、変更）

振込を取り止める場合または振込指定項目を変更する場合は、直ちに取扱店へお届けのうえ所定の手続をお取り下さい。お届け前の振込については、当組合はその責任を負いません。

第7条（障害時の免責）

やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延した場合、当組合は責任を負いません。

第8条（解約）

1. この契約は、取扱い期間の満了をもって終了いたします。
2. 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
3. 振込日に残高不足で振込不能となることが重なり、当組合が必要と認めた場合はいつでもこの契約は解約できるものといたします。
4. 前記1～3項にもとづき当組合で解約処理を行なった場合、解約通知は省略させていただきます。

第9条（責任負担）

この取り扱いについて仮に紛議が生じましても、当組合の責任によるものを除き、当組合は責任を負いません。